

## 日本学生支援機構奨学金の【継続】または【新規申請】を希望される方へ

### (1) 奨学金の継続を希望される方

進学前に利用していた奨学金の継続を希望される方は、継続手続きに関する書類をお渡しします。書類を受領の上、以下の期限内にご提出ください。

**書類提出期間：令和8年4月6日(月)～20日(月)**

**書類配付・提出場所：学生センターA棟⑥番窓口**

#### 【他大学を退学後、岩手大学に編入した場合】

編入前に在学していた大学で「編入学奨学金継続願」を提出している方が対象となります。書類の提出が必要な方へはご連絡いたしますので、下記連絡先のご登録をお願いいたします。

#### 【短期大学・高等専門学校・専修学校専門課程を卒業後、岩手大学に編入した場合】

希望者の方に手続きに関する書類を配布します。以前の学校で受給していた奨学金の奨学生番号が必要となりますので、事前にご確認ください。また、不備のある書類は受付できませんので、書類の受領はお早めをお願いいたします。

※貸与奨学金については第二種奨学金(利子あり)のみ継続が可能です。

第一種奨学金を借りていた方でも、継続して借る場合は第二種奨学金に変更となります。

第一種奨学金を再度希望する場合は、新規でお申込みが必要です。

### (2) 奨学金を新たに申請される方

新規で奨学金を利用したい、または、継続する奨学金以外にも違う種別の奨学金を利用したい、という方を対象に、以下の日程で申請書類を配布します。希望者は必ず受け取りに来てください。

**配布開始：令和8年4月1日(水)～**

**場所：学生センターA棟⑥番窓口**

※書類の用意に時間がかかるため、お早めに受領ください。

※修学支援新制度による入学料・授業料免除を希望される方(多子世帯に該当する方も含む)は、給付奨学生として採用される必要があります。

合格者に送付している「免除・徴収猶予申請要領」のパターン2に該当しており、「修学支援新制度に係る入学料及び授業料免除の仮申請書」を提出している方は、必ず給付奨学金の申請をしてください。

※2024年1月以降に家計が急変したことにより奨学金の申請を希望する方は、提出する書類が異なりますので、入学後すぐに学生センターA棟1階⑥番窓口までご相談ください。

【担当】学生支援課奨学グループ(学生センターA棟1階⑥番窓口)

〒020-8550 岩手県盛岡市上田3丁目18-34

TEL：019-621-6062

MAIL：gseikatu@iwate-u.ac.jp